

令和3年度 業績評価結果一覧表

I. 健康保険

1. 基盤の保険者機能関係

令和3年度評価項目	令和3年度			令和2年度評価項目	令和2年度	
	困難度	自己評価	最終評価		困難度	最終評価
(1)健全な財政運営	高	A※2	A	(11)的確な財政運営	高	A
(2)サービス水準の向上	高	A※1	B	(1)サービス水準の向上	－	B
(3)限度額適用認定証の利用促進	－	B※2	B	(8)限度額適用認定証の利用促進	－	C
(4)現金給付の適正化の推進	－	B※2	B	(3)現金給付の適正化の推進	－	B
(5)効果的なレセプト内容点検の推進	高	A※1	A	(4)効果的なレセプト点検の推進	高	B
(6)柔道整復施術療養費の照会業務の強化	－	B※1	B	(5)柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	－	B
(7)あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進	－	B※2	B	(6)あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進	－	B
(8)返納金債権発生防止のための保険者証回収強化及び債権管理回収業務の推進	高	B※1	B	(7)返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進	高	B
(9)被扶養者資格の再確認の徹底	－	C※1	C	(9)被扶養者資格の再確認の徹底	－	C
(10)オンライン資格確認の円滑な実施	－	B※1	B	(10)オンライン資格確認の円滑な実施	－	B
(11)業務改革の推進	高	A※2	A	(2)業務改革の推進に向けた取組	高	A

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価
【判定基準】
「S」:令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
「A」:令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「B」:令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「C」:令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「D」:令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価
【判定基準】
「S」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。
「A」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
「B」:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。
「C」:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。
「D」:目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

I. 健康保険

2. 戦略的保険者機能関係

令和3年度評価項目	令和3年度			令和2年度評価項目	令和2年度	
	困難度	自己評価	最終評価		困難度	最終評価
(1)第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施	－	B※2	B	(1)ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供	高	A
				(2)データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施	－	B
i)特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	高	B※1	B	i)特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	高	B
ii)特定保健指導の実施率及び質の向上	高	C※1	B	ii)特定保健指導の実施率の向上	高	B
iii)重症化予防対策の推進	－	C※1	C	iii)重症化予防対策の推進	高	C
iv)コラボヘルスの推進	－	A※1	A	iv)コラボヘルスの推進	高	A
(2)広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	－	B※1	B	(3)広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	－	B
(3)ジェネリック医薬品の使用促進	高	B※1	B	(4)ジェネリック医薬品の使用促進	高	B
(4)インセンティブ制度の実施及び検証	高	A※2	A	(5)インセンティブ制度の着実な実施	高	A
(5)支部で実施した好事例の全国展開	－	B※2	B	(6)パイロット事業を活用した好事例の全国展開	高	B
(6)地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	高	B※1	C	(7)地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信	高	B
(7)調査研究の推進	高	A※2	A	(8)調査研究の推進	高	A

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価
【判定基準】
「S」:令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
「A」:令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「B」:令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「C」:令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「D」:令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価
【判定基準】
「S」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。
「A」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
「B」:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。
「C」:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。
「D」:目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

Ⅱ. 船員保険

1. 基盤的保険者機能関係

令和3年度評価項目	令和3年度			令和2年度評価項目	令和2年度	
	困難度	自己評価	最終評価		困難度	最終評価
(1) 正確かつ迅速な業務の実施	高	A※2	A	(1) 正確かつ迅速な業務の実施	高	A
(2) 適正な保険給付の確保	－	B※1	B	(2) 適正な保険給付の確保	－	B
(3) 効果的なレセプト点検の推進	－	B※1	B	(3) 効果的なレセプト点検の推進	－	A
(4) 返納金債権の発生防止の取組の強化	高	C※1	C	(4) 返納金債権の発生防止の取組の強化	高	B
(5) 債権回収業務の推進	高	B※1	C	(5) 債権回収業務の推進	高	B
(6) 制度の利用促進	－	B※1	C	(6) 制度の利用促進	－	B
(7) 福祉事業の効果的な実施	－	B※2	B	(7) 福祉事業の効果的な実施	－	B
(8) サービス向上のための取組	－	B※1	B	(8) サービス向上のための取組	－	B
(9) 健全な財政運営の確保	－	B※2	B	(9) 健全な財政運営の確保	－	B

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価
【判定基準】
「S」: 令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
「A」: 令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「B」: 令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「C」: 令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「D」: 令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価
【判定基準】
「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。
「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。
「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。
「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

Ⅱ. 船員保険

2. 戦略的保険者機能関係

令和3年度評価項目	令和3年度			令和2年度評価項目	令和2年度	
	困難度	自己評価	最終評価		困難度	最終評価
(1) 特定健康診査等の推進	高	B※1	C	(1) 特定健康診査等の推進	高	B
(2) 特定保健指導の実施率の向上	高	C※1	B	(2) 特定保健指導の実施率の向上	高	B
(3) 加入者に対する支援	高	B※1	A	(3) 加入者に対する支援	高	C
(4) 船舶所有者等に対する支援	高	A※1	A	(4) 船舶所有者等に対する支援	高	C
(5) ジェネリック医薬品の使用促進	高	A※1	B	(5) ジェネリック医薬品の使用促進	高	A
(6) 情報提供・広報の充実	－	B※1	C	(6) 情報提供・広報の充実	－	B
(7) 調査・研究の推進	－	B※2	B	(7) データ収集活用方法の研究	－	B

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価
【判定基準】
「S」: 令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
「A」: 令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「B」: 令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「C」: 令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「D」: 令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価
【判定基準】
「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。
「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。
「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。
「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

Ⅲ. 組織・運営体制関係

令和3年度評価項目	令和3年度			令和2年度評価項目	令和2年度	
	困難度	自己評価	最終評価		困難度	最終評価
I-①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置	-	B※2	B	(1)人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置	-	B
I-②人事評価制度の適正な運用	-	B※2	B	(2)人事評価制度の適正な運用	-	B
I-③OJTを中心とした人材育成	-	B※2	B	(3)OJTを中心とした人材育成	-	B
I-④本部機能及び本部支部間の連携の強化	-	B※2	B			
I-⑤支部業績評価の実施	-	B※2	B	(4)支部業績評価の実施	-	B
Ⅱ-①内部統制の強化	-	B※2	B	(8)本部機能や内部統制の強化に向けた取組	-	B
Ⅱ-②リスク管理	-	B※2	B	(7)リスク管理	-	B
Ⅱ-③コンプライアンスの徹底	-	B※2	B	(6)コンプライアンスの徹底	-	B
Ⅲ-①費用対効果を踏まえたコスト削減等	-	A※1	A	(5)費用対効果を踏まえたコスト削減等	-	A
Ⅲ-②協会システムの安定運用	-	B※2	B	(11)協会システムの安定運用	-	B
Ⅲ-③制度改正等にかかる適切なシステム対応	-	B※2	B	(12)法改正などへの適切なシステム対応	-	B
Ⅲ-④中長期を見据えたシステム構想の実現	高	A※2	A	(13)中長期を見据えた新システム構想の具体化や新技術導入の推進	高	A
				(9)システム関連の取組	-	B
				(10)ペーパーレス化の推進	-	B

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」:令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

「A」:令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「B」:令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「C」:令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「D」:令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。

「A」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

「B」:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。

「C」:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。

「D」:目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。